

法人化準備状況報告

室蘭工業大学同窓会は、現在、権利能力なき社団、すなわち任意団体の状態であります。他の同窓会の多くが法人化する中、本学同窓会本部でも長らく法人化の議論がなされてきました。特に大きな問題は、終身会費として徴収した高額な会費を個人名義で管理している点にあります。これまで何事もなく運営して参りましたが、同窓会が大学を強力に支援する時代に入り、一層法人化する必要性が出て参りました。大学への運営費交付金が年々減額されるなか、文部科学省は大学に外部資金の獲得を一層求め、その一つに同窓会からの寄付支援があります。昨年度、大学への寄付に関して税制優遇措置が設けられたのも、その一環であります。そのような中で、同窓会自体が会員へのサービスと母校支援を大規模に展開するためには、大学の協力と法人化が欠かせないと判断されました。そこで他大学の同窓会の実態を調べ、法人化に関する調査を行ってきました。また、平成28年5月20日(金)開催の本学同窓会評議委員会の準備をする過程で、小樽商科大学同窓会「緑丘会」の方々から、法人化に関する様々な情報を戴きました。それらを基に、上記の評議委員会で、同窓会の法人化に向けた準備を進めることをご承認戴きました。

ここでは、法人化することのメリット、デメリット、そしてこれまでの準備状況と今後の予定について報告したいと思えます。その際、本学同窓会が目指すのは、一般社団法人であるということです。当初は、小樽商科大学同窓会のような公益社団法人、公益財団法人も検討して参りましたが、これまでの運営形態や目指すところから、まずは一般社団法人から始めることに致しました。この選択は、「緑丘会」の法人化を手掛けたコンサルタント会社である、ウエルフェア・J・ユナイテッド株式会社(WJU)との検討によるものです(平成28年6月24日、室蘭にて)。

まずは、一般社団法人化することのメリットです。

・設立の簡便性

法的要件を満たせば登記によって設立できる(準則主義)

社員2名から設立できる(社員は法人でも可)

設立の時に財産は必要なく、基金制度を採用できる

設立にあたって官庁の許認可が不要である

- ・出資金が不要で社員は一般社団法人の債務について責任を負わない
- ・任意団体と違い法人格を持つ団体として信用力がつく
- ・設立後も監督官庁がない
- ・事業に制限がなく、収益事業であっても実施することができる
- ・公益認定等委員会へ申請することにより審査、認定を受ければ公益社団法人への移行が可能

- ・契約等を法人名義で締結できる
- ・法人名義で銀行口座を開設したり，不動産の直接の登記名義人になることができる等が挙げられます。

この一般的なメリットを，本学同窓会に当てはめてみますと，次のようなこととなります。

- ・会員へのサービス向上
 - 会計管理の安全性（法人名義の財産管理，銀行口座開設）と透明化
 - マイナンバー制度による税金対策の回避（将来）
 - 貸借対照表，損益計算書等の財務諸表を中心にした，一般的な予算決算管理
 - 信用性の向上（銀行からの融資，不動産取得，クレジット会社等との連携など）
 - 組織の責任体制が明確
 - 収益事業が可能，など
- ・母校支援
 - 法人同士のため協力関係が明確
 - 大学との契約に基づき様々な事業が可能
（大学の教育，研究，社会貢献事業に参画）
 - 収益事業の果実を大学へ還元可能
 - 文部科学省へも存在をアピールできる（知名度の向上），など

次に，デメリットを示します。

- ・剰余金の分配はできない
- ・基本的に法人税がかかる（非営利性が徹底されている社団又は共益活動を行っている社団のみ，税制の優遇措置がある）
- ・従来の社団法人・財団法人と異なり，官庁の認可がないため，通常の法人と同様に法的要件を満たして設立されている以上の信頼性は得られない
- ・組織運営に最低限の費用がかかる
- ・税務署との付き合い
- ・会計等の経理的基礎の必要性
- ・多くの会員を抱える組織の場合，「内部統制システム」は最低限構築する必要がある
- ・理事，監事など役員は，法人と「委任契約」関係となり，「善管注意義務」が課せられる等が，挙げられます。

これを，同様に本学同窓会に当てはめてみますと，

- ・税制の優遇措置はあるものの，税金を納める
- ・事務局維持の人件費等（税理士ほかの雇用）が増す

・監事の権限が増す（メリットとも言える）、など
従って、これまでの運営と大きく異なるのは、会計管理（会計ソフトウェアの導入）や税金、そして法律の下での運営ということになります。

以上のような検討を WJU と行い、費用対効果を考慮して、WJU と契約を交わして具体的な定款等の作成に入りました。

平成 28 年 7 月 29 日：第 1 回検討会（代議員制，理事会，支部等の扱い，会計の様式等）

平成 28 年 9 月 30 日：第 2 回検討会（定款案の検討，財務諸表のシミュレーション等）

平成 28 年 12 月 8 日：第 3 回検討会（定款案の検討，各種規定の検討，財務諸表の検討等）

平成 29 年 2 月 22 日：第 4 回検討会（定款案の検討，各種規定の検討，会計ソフトについて等）

ここで、会計に関しては、「緑丘会」の方（公認会計士）に、ご協力を戴いております。

この検討会の中での基本方針は、現状の会則を基に初動で混乱を招かないように「可能な限り現状維持から始める」です。法人化に伴い、役員の名称等は多少変わりますが、組織体制、事業内容等是不変の方針です。従いまして、現在の 28 支部もそのままです。ただし、支部は法人ではなく任意団体のままの予定です。支部を法人の中に組み込みますと、支部の会計や事業計画等を本部が実施することになり現状と異なりますので、定款には支部等に関する規定を入れない予定です。また、支部連絡費等の支援もこれまで通りになります。実際の運用過程で不都合が生じた場合には、総会を経て、定款や既定の変更を行ってゆく考えでいます。

法人化に向けた今後の予定ですが、平成 29 年 4 月に予定の理事会を経て、平成 29 年 5 月 20 日(土)に予定している本学同窓会総会に定款(案)を議題として付す予定です。そこでご承認が得られましたら、約 1 年を掛けて代議員、監事候補の選出（現状の支部をベースに、会員数に応じて選出）等の準備を進め、平成 30 年 4 月 1 日に登記する計画でいます。この間に、できれば本学同窓会の名称も募集したいと考えています。そして、平成 30 年 5 月の総会にて、理事の選任、第 1 回理事会開催、会長、理事長、監事の選任等を行うことになります。

以上が、法人化に向けた準備の経緯と今後の計画です。定款案等の内容が決まりましたら、本学同窓会ホームページに載せたいと考えています。この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたら、同窓会本部へ電子メールにてお寄せ下さい。

室蘭工業大学同窓会理事長
板倉賢一（開発 52）